

入札説明書

令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和3年7月20日
- 2 契約担当者 京都府教育委員会 教育長 橋本 幸三
- 3 担当部署 〒600-8533 京都府京都市下京区中堂寺命婦町1丁目10番地
京都産業大学むすびわざ館内
京都府教育庁指導部ICT教育推進課
電話番号 075-414-5693
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務
 - (2) 業務の仕様等
別添「令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 履行場所
京都市北区小山南大野町地内 他
 - (4) 委託期間
令和3年11月1日から令和8年10月31日まで
- 5 入札説明書及び仕様書の入手方法
原則として、一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）については、京都府教育委員会のホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/>）の入札情報からダウンロードすること。
- 6 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 7 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
 - オ 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供することができない者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的

又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(イ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(ロ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
(ハ) 暴力団及び(イ)から(ロ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者であること。
- (4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。
 - ア 大分類「賃貸借」－小分類「コンピュータ機器」
 - イ 大分類「賃貸借」－小分類「その他」
- (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (6) この入札に示した業務を履行する能力があること。

8 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期間

令和3年7月20日（火）から令和3年8月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

(3) 提出場所

3に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書、個人にあつては破産手続開始決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別記第2様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書（別記第3様式）

オ 営業実績調書（別記第4様式）

- カ 取引使用印鑑届（別記第5様式）
- キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調書
- ク 京都府の競争入札についての確約書（別記第6様式）
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には委任状（別記第7様式）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 4の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(7) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年8月6日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務に係る一般競争入札参加認定名簿」に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書等を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和4年3月31日までとする。

12 参加資格に係る変更届

申請書等を提出した者（9の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第9号様式）により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4(1)アに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2

- 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第10号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認めるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

15 仕様書に係る質問・回答について

- (1) 質問書の提出（参加資格を有する者に限る。）
- ア 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知のあった日から令和3年8月20日（金）午後5時15分まで
- イ 提出方法 F A X送信（期限必着）により提出すること。
- ウ 提出先 京都府教育庁指導部 I C T教育推進課
F A X番号 075-414-5837
- エ 質問書は、別紙様式4を使用すること。
- オ 宛先は、「京都府教育委員会教育長 橋本 幸三」とすること。
- カ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。
- (2) 回答書の交付
- ア 回答日 令和3年8月23日（月）午後5時までに電子メールにより交付する。
- イ (2)アの日時までに回答交付がない場合は、9の名簿に登載された者全員から質問事項がなかった旨お取り扱いください。
- (3) 質問書及び回答書の扱い
- ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。
- イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

16 入札日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
令和3年8月31日（火）10時
- イ 場所
京都産業大学むすびわざ館 3階
- (2) 入札の方法

- ア 郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和3年8月27日（金）まで（必着）、持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時まで、(1)のアの(イ)の提出先に、入札書を持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。
- イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（別紙様式2）を提出することとする。この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の貸借業務に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印する。
なお、開札後予定価格の範囲内での入札がなく、直ちに再度入札を行う場合に当たっては、この限りでない。
- エ 入札執行回数は2回までとする。
- オ 一般競争入札参加資格確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- キ 入札を希望しない場合には、入札辞退届（別紙様式3）を郵送又は持参により事前に提出することとする。
- (3) 入札者又はその代理人が、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印しておかなければならない。
- (4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (5) 入札者が不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札にの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。
ただし、入札後に仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札
ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (9) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の範囲内での入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (10) 入札の無効
次の各号に該当する者の入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に参加することができない。
ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札
ウ 委任状を持参しない代理人による入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂

正した入札書で入札した者の入札

- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した者のした入札
- コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

17 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本語通貨に限る。

18 契約書の作成の要否
要する

19 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

20 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

21 その他

- (1) 1から20に定めるもののほか、その他の事項については関係法令及び規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合は、これを提出しなければならない。